



家庭ごみの分別と出し方ポスター



収集日の朝8時まで
きちんと分別して決められた場所に出そう!

分別区分	回収容器など	代表例	その他具体例	出し方の注意
可燃ごみ (週2回) ()曜日 ()曜日	指定袋 持ち手を結んで出す 鳥取市 購入先: 市内のスーパー、小売店など	生ごみ、紙くず、布製品、皮革製品、ゴム製品、木製品、草木など 生ごみ(※1)、かばん(※2)、食用油(※3)、庭木の枝(※4)、衣類、貝殻、保冷材、くつ、人形	・長靴、・鉛筆、・ベルト(※2) ・マスク、・竹串(※7)、・テニスボール ・紙おむつ(※5)、・花火、マッチ(※8)、・野球ボール、グローブ ・豆乳パック(※6)、・灰(※8)、 ・輪ゴム、・乾燥剤、 ・消しゴム、・使い捨てカイロ、 ・ホース、 ・ろうそく	※1 生ごみは水切りを十分にしてください。 ※2 金属の部分はできるだけ取り除いてください。 ※3 油は油処理剤で固めるか紙や布にしみ込ませて出してください。 ※4 直径3cm以内かつ長さ50cm未満の剪定枝に限り指定袋に入れずひもで束ねて出すことができます。(一度に出せる量は片手で持てる程度の束を2束まで) ※5 おむつ類は、汚物を取り除いて出してください。 ※6 豆乳、酒などの中が銀色の紙パックは、古紙ではなく可燃ごみです。 ※7 竹串は折って出してください。 ※8 花火やマッチ、灰は、水気を含ませて少しずつ出してください。 ※9 マイクロビーズ商品は中身を分別せずにそのまま一旦ポリ袋に入れてうえで指定袋に入れて出してください。
プラスチックごみ (週1回) ()曜日	指定袋 持ち手を結んで出す 鳥取市 購入先: 市内のスーパー、小売店など	プラスチックのみできているもの、♻️マークが付いた容器や包装類 卵パック、お菓子の袋(♻️マークが付いたアルミコーティング袋)、キャップ(ブラ製)、シャンプーボトル(※1)、トレイ、歯ブラシ	・プリンカップ、・ポリタンク(ふたは外す) ・豆腐パック、・タッパー(食品容器) ・ポリ袋、 ・おもちや(プラスチック製) ・発泡スチロール、 ・ブレンダー	※1 ポンプ式ボトルのポンプ部分は外して小型破砕ごみに出してください。 ○汚れたものはさっと洗って固形物を取り除いてください。マヨネーズ等のチューブ状の容器は、はさみで切ってから洗うなど必ず中身を取り除いて出してください。 ○二重袋(ごみを小袋に入れたものを指定袋に入れて出すこと)はしないでください。 ○キャップやふたは外してください。金属製のは小型破砕ごみに出してください。 ○中をさっと洗い、ラベルとキャップを外して出してください。 ○外したラベルとキャップはプラスチックごみに出してください。 ○色付きやつぶしたペットボトルも対象です。 ○切ったもの、工作等に使用したものは、プラスチックごみに出してください。 ○ごみ容器が無い場合は、透明又は半透明の袋に入れて出すことも可能です。
ペットボトル (週1回) ()曜日	ごみ容器	♻️マークが表示されている飲料・調味料のペットボトル容器 ジュース、お茶、酒、みりん、しょうゆ、酢、調味料など	※下記の容器はプラスチックごみです。 ・食品用ではないもの(シャンプー、洗剤、化粧品、医薬品等) ・食用油脂を含むもの(食用油、ドレッシング等) ・香辛料の強いもの(ソース、焼肉のたれ等) ・ウォーターサーバー用の交換ボトル	○中をさっと洗い、缶はつぶさずに出してください。 ○袋に入れずに出してください。 ○容易に外すことができる紙ラベルは外してください。 ○ふたは外してください。金属製のふたは小型破砕ごみ、プラスチック製のふたはプラスチックごみに出してください。 ○割れたビン、汚れた缶は小型破砕ごみに出してください。 ○注ぎ口のプラスチックが外せないビンはそのまま出してください。
資源ごみ (週1回) ()曜日	資源ごみ容器 袋に入れずに出す	飲料用、食料用のビン類・缶類 酒、ビール、ジャム、缶詰、ジュース、ボトル缶	・ビン類…一升瓶の大きさまで ・缶類…ミルク缶(高さ20cm×直径15cm程度)の大きさまで ※上記の大きさを超えるもの、飲料用、食料用ではないものは小型破砕ごみです。	○中をさっと洗い、缶はつぶさずに出してください。 ○袋に入れずに出してください。 ○容易に外すことができる紙ラベルは外してください。 ○ふたは外してください。金属製のふたは小型破砕ごみ、プラスチック製のふたはプラスチックごみに出してください。 ○割れたビン、汚れた缶は小型破砕ごみに出してください。 ○注ぎ口のプラスチックが外せないビンはそのまま出してください。
小型破砕ごみ (週1回) ()曜日	小型破砕ごみ容器 袋に入れずに出す 一部を除く(※1)	不燃物のうち、資源ごみ、プラスチックごみ、乾電池等を除いた、一番長い辺(縦、横、高さ、直径のいずれか)が50cm未満のもの(※2) 食器(陶器、金属製)、ガラス(※1)、トースター、電球、スプレー缶(※3)、カセットボンベ類(※3)、ライター(※3)、化粧ピン、なべ、キャップ(金属製)、傘の骨、大きな菓子缶	・アルミホイル、 ・やかん、 ・金たわし、 ・浄水器、 ・炊飯器、 ・ミキサー、 ・電池式給油ポンプ(※2)、 ・LED電球(LED直管は【乾電池等】)、 ・キーボード(パソコン用)	※1 割れたガラス、刃物などは透明な容器や袋に入れて出してください。 ※2 傘、杖、給油ポンプ、スティック(グラウンドゴルフ・ゲートボール)は50cm以上のものも小型破砕ごみです。 ※3 スプレー缶やカセットボンベ類は、必ず中身を使い切り、火気の無い風通しの良い屋外で穴を開けて出してください。使い捨てライターは、使い切ったガス抜きをして、必ず中身を空にしてください(令和6年4月1日以降は「有害ごみ」で収集します)。 ○油污や食べかす、可燃部分はできるだけ除いてください。 ○電池は必ず外して出してください。 ○充電式電池(バッテリー)を含む製品は絶対に出さないでください(充電式電池一体型製品は令和6年4月1日以降は「有害ごみ」で収集します)。 ○小型の家電製品は使用済小型家電回収(ボックス回収)もご利用ください。充電式電池が取り外せない製品も出すことができます。
古紙類 (月1回) (第)()曜日	新聞、ダンボール、書籍・雑誌にそれぞれ分けて、ひもでしっかりと束ねて出す。	新聞、ダンボール(※1)、書籍、雑誌	○新聞類 ・新聞紙 ・折込広告チラシ ○ダンボール類 ・ダンボール(※1)	※1 ダンボールはたたんでから束ねてください。 ※2 紙パック(牛乳、ジュースなど)はさっと洗って乾かし、切り開くなど平らにして出してください(豆乳やお酒など、中が銀色の紙パックは可燃ごみです)。 ○町内会などで行われる集団回収やスーパーマーケットなどの店頭回収もご利用ください。
令和6年4月1日から 有害ごみ (月1回) (第)()曜日	有害ごみ容器 袋に入れずに出す	火災の原因となる有害なもの スプレー缶(※1)、ボカセット、ライター、充電式電池(※2)	充電式電池一体型製品の例(※2) ・電子たばこ、 ・電気シェーバ、 ・電動歯ブラシ、 ・ハンディーファン、 ・モバイルバッテリー、 ・ワイヤレスイヤホン、 ・充電式ゲーム機、 ・スマートフォン(※3)	※1 使い捨てライターや、スプレー缶・カセットボンベ類は、使い切ったガス抜きをして、必ず中身を空にして出してください。スプレー缶・カセットボンベ類の穴開けは不要です。 ※2 充電式電池(バッテリー)を取り外すことができる製品の場合は、製品本体は「小型破砕ごみ」に、外した充電式電池は「乾電池等」に出してください。 ※3 スマートフォンは販売店の店頭回収を利用してください。
乾電池等 (奇数月/偶数月) (第)()曜日	電池はポリ袋に入れる 透明または半透明 蛍光管は紙筒に入れる	筒型乾電池、蛍光灯管、水銀体温計、水銀使用製品 筒型乾電池(※1)、蛍光管LED直管(※2)、電球型蛍光灯、水銀体温計(※3)、水銀血圧計(※3)	令和6年4月1日から収集の対象 ・充電式電池(バッテリー)・ボタン電池(下記マークが付いたもの)(コイン電池) Li-ion, Ni-Cd, Ni-MH, Pb リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、鉛蓄電池 ※令和6年3月31日までは持出禁止	※1 乾電池は、単1〜単5までの筒型乾電池、9Vの小型電池が対象です。 ※2 蛍光管は、紙筒に入れるなど割れないようにして出してください。 ※3 割れた場合は、漏れ出した水銀も一緒に透明な容器か袋に入れ、油性ペン等で「水銀」と書いて出してください。 ○ボタン型電池や充電式電池(リチウムイオン電池など)は、家電量販店やカメラ店等の店頭回収に出すか、使用済小型家電回収ボックスに備え付けの電池回収容器へ入れてください。令和6年4月1日から収集対象です。 ○令和6年4月1日から充電式電池が収集対象となりますが、充電式電池を外すことができない製品は有害ごみに出してください。
大型ごみ (有料)	収集の申込 大型ごみ受付センター ●電話受付(0857)22-0353 ●インターネット受付 https://www.tottori-oogatagomi.com	一番長い辺(縦、横、高さ、直径のいずれか)が50cm以上のもの 掃除機(※1)、自転車(※1)、石油ストーブ、電子レンジ、ベッド、マットレス、たんす、ソファ	・扇風機(※1)、 ・机、いす、 ・本棚、食器棚、 ・ゴルフバッグ、 ・釣り竿、 ・スキー板、 ・こたつ、 ・たたみ、 ・物干し竿、 ・ふとん、 ・カーペット、 ・タイヤチェーン	※1 製品を解体してもごみステーションで収集できません。 ○収集日や料金、支払いの方法など詳細は大型ごみ受付センターに申し込みの際に確認してください。 ○1回に申し込みができるのは5点までです。 ○引越などでごみが多量の場合は、一般廃棄物処理業許可業者に処理を依頼してください。 ○大型ごみは、可燃物と不燃物を分別して、それぞれの処理施設に直接持ち込むこともできます。
特定家電 (有料)	【方法①】家電小売店に依頼 【方法②】指定引取場所に持込	テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、衣類乾燥機、冷凍庫	・テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式) ※有機EL式は対象外 ・冷蔵庫、冷凍庫 ・洗濯機、衣類乾燥機 ・エアコン(本体・室外機)	方法①購入又は買い替えた小売業者に引取りを依頼する。 方法②郵便局でリサイクル料金を振り込み(振込手数料必要)、指定引取場所に持ち込む。 【指定引取場所】 ●日ノ丸濃運輸(株)鳥取支店 TEL0857-28-2221 【令和5年11月1日から】 ●岡山県貨物運送(株)鳥取支店 TEL0857-23-0411 ※持ち込みができない場合は、収集運搬を大型ごみ受付センターに依頼することができます。
使用済小型家電 (無料)	専用ボックスに入れる 設置場所(14箇所) 市役所(本庁舎、駅前庁舎、各総合支所)、イオン等	投入口(縦20cm×横40cm)に入る小型の電化製品 デジタルカメラ、DVDプレーヤー、シェーバー、懐中電灯、ゲーム機、電話機、ドライヤー、電子たばこ	・FAX、 ・ラジオ、 ・電子辞書、 ・電子時計、 ・プリンター(インクカートリッジは外す)、 ・電子血圧器、 ・電子体温計、 ・カーナビ、 ・USBメモリー、 ・リモコン、 ・コード類、 ・ノートパソコン(※1)	○個人情報が含まれるものはあらかじめデータを消してください。 ○回収ボックスに入れたものは返却できません。 ○乾電池、ボタン電池、バッテリー(充電式電池)は外してください。バッテリーが外せない製品はそのまま入れてください。 ○特定家電、蛍光管は対象外です。 ※1 パソコンやスマートフォン等はメーカーのリサイクル受付窓口や販売店の回収を利用してください。

収集できないごみ 一時多量ごみ (引越し、片付け、遺品整理など) 引越しや片付け、庭木の刈り込み、遺品整理などによる一時的に多量に発生するごみは、ごみステーションに出さないでください。 医療系廃棄物・危険なもの・事業系ごみ (産業廃棄物) 医療系廃棄物、危険なもの、著しく悪臭が発生するもの、事業系ごみ(一般廃棄物、産業廃棄物)は、ごみステーションに出さないでください。 例 【医療系廃棄物】 ○インスリン注射器 ○医療用チューブ 【危険なもの】 ○発煙筒○劇毒物 ○中身が入ったガスボンベ・スプレー缶・ライター 【事業系ごみ】 ○あせシート、マルチシート○肥料袋○農薬 ○農機具(草刈機、噴霧器など)○建築廃材 ○漁網○集魚灯○廃油(機械油、飲食店の廃食油)	【処理方法】 ①処理施設に直接搬入する。 ②一般廃棄物処理業許可業者に処理を依頼する。 【処理方法】 ①購入先や専門業者に処理を依頼する。 医療系廃棄物は各医療機関に引き取りを依頼する。 ②一般廃棄物(産業廃棄物)処理業許可業者に収集や処分を依頼する。
収集も直接搬入もできないごみ 例 ○タイヤ ○車両系バッテリー ○車の部品 ○バイク ○消火器 ○塗料 ○温水器 ○ピアノ・オルガン ○金庫(耐火用) ○サーフボード	【処理方法】 ①購入先や専門業者に処理を依頼する。 ②一般廃棄物(産業廃棄物)処理業許可業者に収集や処分を依頼する。 消火器の問合せ先…消火器リサイクル推進センター(03-5329-6773)

可燃物の直接搬入先 リンピアいなば 鳥取市河原町山手925 TEL(0857)26-0596(平日) TEL(0858)85-3010(土・祝日)	【受付曜日】月～金(8:30～16:30) 土曜日(8:30～12:00) 【手数料】10kgごとに120円
不燃物の直接搬入先 鳥取県東部環境クリーンセンター 鳥取市伏野2220 TEL(0857)59-1802	【受付曜日】月～金(8:30～12:00) (13:00～16:00) 第2・4土曜日(8:30～11:30) 【手数料】10kgごとに390円
問い合わせ先 鳥取地域 生活環境課(本庁舎2階) TEL(0857)30-8084 地域 ()町総合支所市民福祉課 TEL() -	※お住いの地域、総合支所市民福祉課の電話番号をご記入ください。 発行日 令和5年10月